


いいだ法人

第143号

2020・10

秋 Autumn

(題字 石井清美会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会



「彩の秋」
新しい生活や経済の様式に対応を

瑠璃寺の観音堂と紅葉

撮影：松島信雄 氏

高森町にある国の重要文化財である薬師瑠璃光如来三尊佛が祀られている瑠璃寺は春の桜と秋の紅葉が素晴らしい。観音堂に安置されている聖観音立像も長野県宝に指定されている。

主な内容

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 税務署だより①..... 2 | 税務署だより②「年末調整 Q&A」..... 5 |
| 遠山税務署長着任挨拶 | 社労士コラム～働き方改革～..... 6 |
| 税理士会だより..... 3 | 「昼休みの電話や来客の対応は、労働時間になりますか？」 |
| 「年末調整手続の電子化」 | 小中学校へ体温計贈呈・お知らせ掲示板... 7 |
| 令和2年分 年末調整研修会のご案内 4 | 租税教育ポスター・編集後記..... 8 |
| 年末調整研修会日程表等 | |

研修会動画のご紹介

飯田法人会のホームページからいつでもご覧いただけます。

- 「これだけは知っておきたい決算対策」(全法連作成)
- 「経営に差がつく知って得する税のお話」(全法連作成)
- 「会社の決算と申告」(県連作成)
- 「会社の税金ガイドブック」(県連作成)
- 「令和2年度税制改正のあらまし」(県連作成)


みんなで回覧しましょう



社 長										経 理 担 当

差出人(差出發送代行) 飯田法人会
 (株)長野県中日サービスセンター 〒395-0073 飯田市長川町2211メルセビル1階
 このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会 〒395-0033 長野県飯田市長盤町41番地 飯田商工会館4階
 TEL 0265(52)5775

 再生紙と大豆インキを使っています。

税務署だより ①



着任のご挨拶

飯田税務署長
遠山 秀治

本年7月の人事異動により、関東信越国税局総務部人事調査官から、飯田税務署長に着任いたしました遠山と申します。

これまで国税庁・国税局や埼玉県・新潟県の税務署に勤務してまいりましたが、実は南信濃の出身でありまして、美しい自然に囲まれ歴史と伝統が息づき、またリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備など更なる発展が期待される故郷の地で、こうして貴会の皆様とともに仕事ができることを大変嬉しく光栄に思っております。

前任の大澤同様よろしくお願いたします。

貴会の皆様には、日頃から法人会活動を通じて税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、貴会の運営や会員の皆様の企業経営におかれましても、ご苦勞なさっていることと存じ上げます。社会が一体となってこの難局を乗り越え、事態が好転していくことを願うばかりです。

貴会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として、関東信越国税局管内でも屈指の加入率に見られる強固な組織力を基盤に、税に関する各種研修会等を多数開催されるほか、企業自らが内部統制や会計経理の質的向上のため自主点検を行う「自主点検チェックシート」の活用を積極的に推進されており、さらに、青年部では「小学校の租税教室への講師派遣」に、女性部では「税に関する絵はがきの募集活動」・「黄色いハンカチ運動」に、それぞ

れ取り組まれるなど、納税意識の向上と企業経営・地域社会の健全な発展に貢献する活動を幅広く展開されています。

これらはひとえに石井会長をはじめとする役員の皆様の卓越したリーダーシップと会員の皆様の絶え間ない努力によるものであり、心から敬意を表する次第です。

さて、私ども国税当局の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、これを達成するため、国民の皆様の理解と協力の下、税務行政の透明性の確保と利便性の向上に努めると同時に、悪質な納税者に対しては厳正に対応するなど、適正公平な課税・徴収に努めているところです。

特に、昨年10月から消費税率引上げとともに実施された軽減税率制度につきましては、制度の一層の定着に加え、令和5年10月からの適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）導入に向け、引き続き周知・広報・相談においてきめ細かな対応を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより厳しい状況に置かれている方々には、申告期限の延長や納税の猶予といった納税緩和措置などの対応をさせていただいているところ、この点につきましても、きめ細かな相談体制の整備に取り組んでまいります。

こうした税務行政に課せられた使命・責務を果たしていくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがございます。貴会の皆様には、引き続き税務行政の良き理解者として一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願いたします。

結びに、貴会の会員の皆様が何より健康で活躍されますよう、そして、貴会の益々のご発展、会員企業のご繁栄を、心より祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

税務署だより②（5ページ）に「年末調整 Q&A」を掲載しています。

また、同封のリーフレットもご覧ください。

『確定申告に便利な ID・パスワードを取得しよう！』

従業員向けの ID・パスワードの発行会を開催いたします！』

『国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について』

『国税の納付は“簡単・便利な”ダイレクト納付をご利用ください』

税理士会だより

年末調整手続きの電子化



関東信越税理士会
飯田支部支部長
小原 重宏

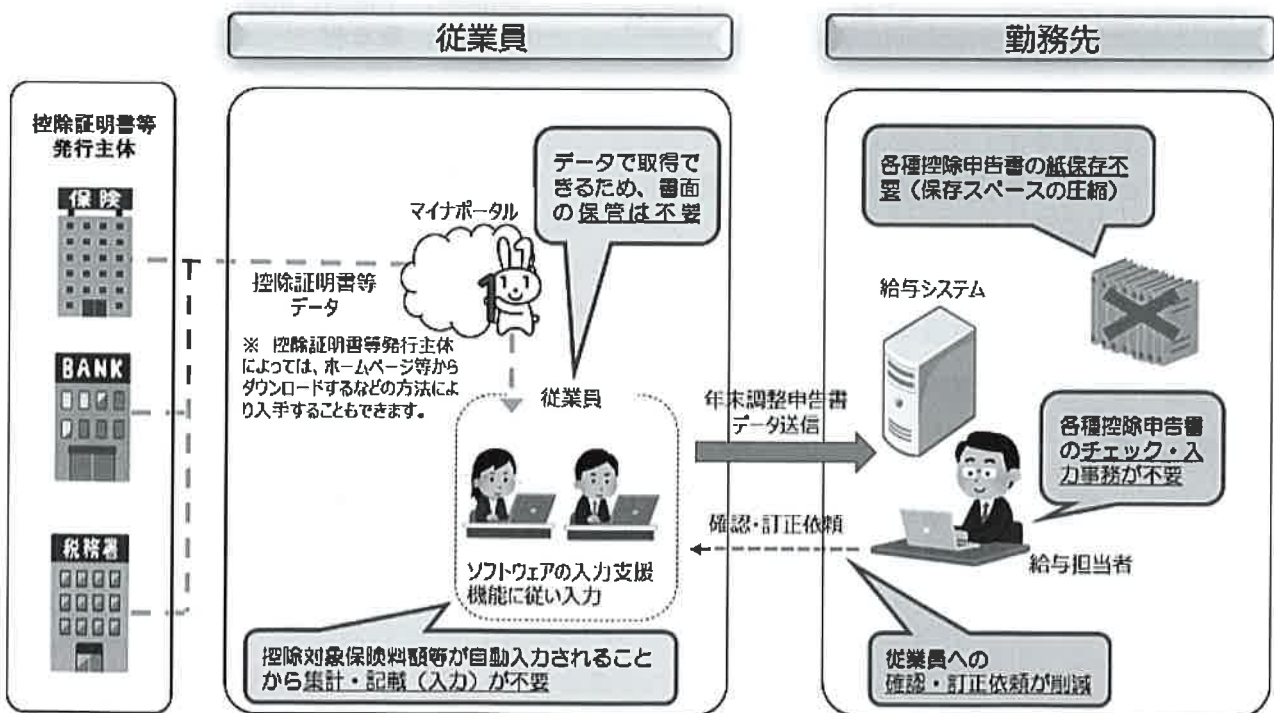
令和2年度の年末調整は、給与所得控除、基礎控除の改正等多岐に及んでおり手続き上いろいろと注意しなければならない点が多くあります。本会報が発行される頃には税務署より「年末調整のしかた」がお手元に届いているかと思われますので、今回は「年末調整手続きの電子化」について触れておきます。

「年末調整手続きの電子化」とは、これまで勤務先が従業員に年末調整用紙を配付し、従業員が手書きで記入をしていたものをデータ処理することをいいます。

具体的な手順としては、従業員が保険会社等から控除証明書等を電子データで取得し、国税庁ホームページ等からダウンロードした※「年調ソフト」に住所・氏名等の基礎項目を入力してもらいます。保険会社等から受領した電子データは自動入力され、控除額が自動で計算されます。次にそのデータで年末調整申告書の電子データを作成します。それを利用して勤務先が従業員から提供を受けた年末調整申告書データ及び控除証明書等データを給与システム等にインポートして年税額等の計算を行うことになります。詳しくは国税庁のパンフレット等をご参考に。

※「年調ソフト」とは、年末調整関係書類について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能をもったソフトウェアのことをいいます。

年末調整手続きの電子化概要図



出典：国税庁のWebサイトより引用

令和 2 年分 年末調整研修会のご案内

源泉徴収義務者を対象に、給与所得者に係る年末調整研修会を下記の日程により開催します。(例年開催されていた税務署主催の説明会については、本年は開催されません。)

開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場では3密を避け、換気を行います。出席者の方には、マスクの着用・入口での手指の消毒、検温をお願いします。

また、体調に不安のある場合には出席をご遠慮ください。

なお、当研修会へのご出席には、3密を避ける関係から必ず事前にお申し込みをいただくようお願いいたします。(申込者数により日時を移動いただく場合がございます。)

また、研修会では税務署から別送されている『年末調整書類一式』を使用しますので、ご出席の際にはお持ちいただきますようお願いいたします。

記

開催日	開催時間	開催場所	参集範囲・対象地域
11月 19日(木)	10:00 ~ 12:00	南信州・飯田産業センター (エス・バード)	飯田市・企業の頭文字 (ア行~キ)
	13:30 ~ 15:30		飯田市・企業の頭文字 (ク~タ行)
11月 20日(金)	10:00 ~ 12:00	南信州・飯田産業センター (エス・バード)	飯田市・企業の頭文字 (ナ行~ヤ行)
	13:30 ~ 15:30		飯田市・企業の頭文字 (ラ行~ワ行) 松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村
11月 24日(火)	13:30 ~ 15:30	阿智村中央公民館	阿智村、平谷村、根羽村
11月 26日(木)	13:30 ~ 15:30	阿南町阿南文化会館	阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村

※都合により、前記の指定された会場(日時)に出席できない場合には、ほかの会場(日時)に出席することができます。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により開催中止となる場合がありますので、お含みおきください。(その際にご連絡します。)

○講 師 飯田税務署担当係官

○持ち物 年末調整書類一式(税務署から別送されている封筒)

○受講料 無料

○申し込み 別送の申込書に記入しFAX(52-5776)送信または電話(52-5775)で申込み

○申し込み期限 令和2年11月13日(金)



国税における新型コロナウイルス感染症に関する対応等について、国税庁ホームページに掲載しています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

税務署だより ②

左記のとおり、飯田法人会主催の「年末調整研修会」が開催され、飯田税務署から講師を派遣させていただきます。

他方、例年開催しておりました飯田税務署主催の年末調整説明会については、開催しません。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを設けていますので、ご覧ください。

以下の「Q&A」についても、ご確認ください。

年末調整特集ページ



Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組 Web-TAX-TV に掲載していますので、ご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」・「基礎控除」・「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」・「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、変更となった点があります。

詳しくは、税務署から別送される「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですが、どうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は、国税庁ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただけます。

※国税庁では、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供しています。詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A 国税庁ホームページなどで提供している「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われ、検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、ご質問に対しAIが自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開しています。

また、従業員の方が作成する書類については、前述の「年調ソフト」を利用し、データで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用されると、金融機関や税務署に向向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

ちょっとお耳を



社労士コラム

～働き方改革～

「昼休みの電話や来客の対応は、労働時間になりますか？」



社会保険労務士
うえすぎしのぶ
上杉信夫
(飯田法人会会員)
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

Q. 昼休みの電話や来客の対応は、労働時間になりますか？

A. 結論から申し上げますと労働時間になります。

労働基準法では、「休憩時間自由利用の原則」が明文化されており、「休憩時間とは、労働者が休息のために労働から解放されることを保障されている時間」を言いますので、それが保障されない時間ということになりますと、それは休憩時間ではなく労働時間ということになるわけです。

○「手待ち時間」は労働時間です…昼休みに電話や来客の対応をするということは、その従業員が「ちょっと外出したいな…」と思っても、場所的に拘束されていますから外出することはできません。それに、どこかから電話がかかってきたり、お客さまがお見えになった場合に「今、お昼休みですから、悪いけど後にしてちょうだい。」などと悠長なことを言うてはいられません。直ちに対応することが求められます。そういうことになると、かかってきた電話を受けるまでの時間やお客さまがお見えになるまでの時間は、(電話や来客があるまでの間、会社の中で) 待機していたこととなりますので、「手待ち時間」というのは、使用者から指示があり次第にただちにお仕事に就かなくてはならなくて、言い換えれば、使用者の指揮監督下に置かれている時間であって、労働者が自由に利用できる時間ではありません。

○一方、「休憩時間」の方は労働時間外…「労働者が休息のために労働から解放されることを保障されている時間」使用者の指揮監督下からは離脱しているからこの点が異なります。

さて、そうは言うものの、この場合に実際問題として、「当初の予定では昼休みは休憩時間のはずが、電話や来客の対応をしたばかりに休憩時間ではなくて労働時間になってしまいました。」ということになりますと、その従業員には別途に休憩時間を与える必要が生じ、それに伴って、「休憩時間一斉付与の原則」に抵触するという問題も発生するでしょう。また、賃金の面でも「時間外勤務手当を支給しなくては行けないのだろうか。」等々、会社経営者にとっては頭を悩ます、なんとも厄介な問題が次から次と出てくる可能性があります。会社経営者であれば誰もが、「出来ればこのような事態は極力避けて、なんとか平和で円滑な労務管理を達成していきたいものだ。」と考えるのは当然です。

以下に「昼休みに電話や来客の対応が必要な場合の対処法」を挙げますので、ぜひ、ご参考にしてみてください。

①昼休みの交代制を導入する

まず、昼休みを前半組と後半組の交代制にしてみます。つまり、休憩時間をずらして対応してみたいかがでしょうか。それでしたら、従業員が一斉に休憩をとる必要はありませんから、そのようにして休憩時間をしっかり守りながら、交代で電話や来客の対応に当たると良いでしょう。その際は就業規則に一斉付与の適用除外の規定を定めておくのが無難です。

②管理監督者が昼休みの電話や来客の対応をする

そもそも管理監督者の地位にある人(管理監督者)は、労働時間に関する規定の適用が除外されているわけです。なので、皆さまの会社の管理監督者が昼休みの電話や来客の対応を担当することにすれば、労働基準法上、なんら問題は発生いたしません。

管内の全小中学校へ 非接触型体温計を贈る

当会は、租税教育活動の一環として、数年前から小学生を対象に「租税教室」「税に関する絵はがきコンクール」等の事業を推進している。この事業は教育現場の皆さんのご理解とご協力を得て、近年徐々に取り組んでいた学校が増えて来ている状況にある。

そんな中で、今般のコロナ感染による拡大防止策に沿って、それぞれの学校は授業や行事の実施方法など



日々の対応に苦慮されている。

この度、飯田法人会は、新型コロナウイルス対策を図られている管内の全小中学校に対し、その対応ツールとして必要な非接触型体温計108個をお贈りした。

寄贈に際し、今後の学校で新型コロナの発生や拡大防止に役立てていただくことに併せ、適正な納税活動により地域の発展を目指している当会の役割と、その為に必要な事業である小中学生に対する租税教育活動へのご理解とご協力もお願いした。



寄せられたお礼のこぼ

令和2年会員増強目標 会員増強運動実施中 (9月~12月末)

今年度の会員増強運動はコロナ禍の中、加入勧奨をしていただくことが困難であり、役員の皆様でお勧めいただける企業があればピンポイントでお願いしたいと実施しております。

無理のない範囲でご協力をお願いいたします。

6月末現在

支部名	会員数(期首)	法人数	会員数	未加入法人数	加入率	目標数	目標達成加入率
飯田	1,485	2,410	1,480	930	61.4%	29	62.6%
高森	136	228	136	92	59.6%	3	60.9%
松川	153	257	153	104	59.5%	3	60.8%
大鹿	15	22	14	8	63.6%	1	68.2%
豊丘	57	90	57	33	63.3%	1	64.5%
喬木	51	83	50	33	60.2%	1	61.5%
西部	105	189	105	84	55.6%	3	57.0%
阿南・売木	45	80	45	35	56.3%	1	57.7%
下條	33	41	32	9	78.0%	1	80.5%
泰阜	21	30	21	9	70.0%	1	73.3%
天龍	18	23	18	5	78.3%	1	82.6%
その他	14	116	9	107		0	
本会総体	2,133	3,569	2,120	1,449		45	
				6月末	62.7%		64.0%

支部名	会員数(期首)	法人数	会員数	未加入法人数	加入率	目標数	目標達成加入率
橋北・東野	144	210	143	67	68.1%	2	69.1%
橋南	216	299	214	85	71.6%	3	72.5%
羽場・丸山	110	173	110	63	63.6%	2	64.7%
伊賀良	164	297	165	132	55.6%	3	56.6%
山本・三穂	49	103	47	56	45.6%	2	47.4%
松尾・団地	174	277	174	103	62.8%	3	64.0%
上・下久堅	32	53	32	21	60.4%	1	61.6%
座光寺	61	93	62	31	66.7%	1	67.7%
竜丘・川路	96	141	96	45	68.1%	1	69.1%
龍江・千代	31	60	31	29	51.7%	1	53.2%
鼎	205	343	204	139	59.5%	4	60.8%
上郷	189	329	188	141	57.1%	5	58.5%
遠山	14	32	14	18	43.8%	1	45.6%
飯田支部総体	1,485	2,410	1,480	930		29	62.6%

令和2年6月末 署法人数 3,382

飯田法人会目標 2,165→64% 県連目標数 2,154→63.7%

要チェック 《お知らせ掲示板》

決算期別説明会

コロナ感染拡大防止のため開催を見合わせておりました決算期別説明会を1月より再開の予定です。

対象：2月・3月決算

※日程等は対象企業へ12月、税務署よりご通知します。

※受講会員には申告書添付用受講証シール(オレンジ色)をお渡しします。

税制に関するアンケートのお願い

毎年行っている「税に関するアンケート調査」を本年は11月に実施します。

従来は会報に同封しておりましたが、本年は会員事業所へ直接お届け致しますので、ご協力をお願いします。



企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

令和元年度税に関するポスター



飯田商工会議所会頭賞
鼎小学校6年 久保田梨乃さん



飯田青色申告会会長賞
浜井場小学校6年 熊谷菜々実さん



関東信越税理士会飯田支部長賞
和田小学校6年 鳴澤 響さん

※学年は受賞当時のもの

編集後記

本日は「ヒュッケ」というデンマークの言葉をお伝えしたいと思います。
韓国料理のユッケに似てますが、ユッケを食べる際は思い出していただければ幸いです(笑)
「ヒュッケ」はデンマーク人が大切にしている時間の過ごし方や心の持ち方を表す言葉です。
日本語ではぴったりくる言葉が難しいのですが、ほっとくつろげる心地よい時間、またはそんな時間を作り出すことによって自然と生まれる幸福感や充実感、そして暮らしを楽しむ姿勢とも呼べるかもしれません。
「世界幸福度ランキング」「子供の幸福度調査」とトップクラスのデンマーク。
これには、デンマーク人が大切にしている「ヒュッケ」が大きく関係しているといわれています。コロナ禍において、今まで当たり前だったことがとても有難く感じる場合があります。アフターコロナ時代では大きく価値観も変わる時代がくるでしょう。日常の「小さな幸せ」「幸せだと感じる瞬間」を見つけることから始めてみてはいかがでしょうか。
例えば) 大自然の中で、新鮮な空気を思いっきりすって散歩する5分が私の楽しみ
例えば) 一日の終わりに、お気に入りのマグカップで紅茶を飲むのが幸せだ・・・など
コロナ禍だからこそ、まず私たちから！



広報委員 熊谷 弘

いいだ法人 第143号 2020・10 秋 Autumn

令和2年10月26日発行
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・児島博司
副委員長・棚田 稔
副委員長・南島治史
委員・木下裕介・塚平一人・熊谷 弘
・中島律子・中島 隆・小林亮夫

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。